

2024年度予算要請項目 (案)

1. 大規模災害の発生時では、災害廃棄物の運搬・処理に対する自治体への支援要請の指示系統の問題や各自治体の人員・機材の不足や偏りなどにより、他都市からの支援が行いにくい状況が発生していることから、迅速な復旧・復興を実現にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

(仮置き場の関係)

また、災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、新型コロナウイルス感染症や破傷風などの感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延期におけるPCR検査の実施など各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための指導を行うとともに、必要予算措置を行うこと。

2. 焼却工場における長寿命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備を促進するため、また、昨今の施設の整備費・建設費の高騰に対応するためにも「循環型社会形成推進交付金制度」の交付金を増額するとともに、電力の自由化や廃棄物発電のネットワーク構築など広域的な処理の必要性が生じるため、市町村が最大限活用できるよう交付基準を緩和すること。

循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害に繋がり、交付金制度を活用した政策誘導となる恐れがあると同時に、地域住民への負担増や有料化後のごみ減量施策への理解が得られず、さらなる値上げを行っている事例があり、地域住民のごみ減量への意識醸成につながらないことなどから、検討要件を廃止すること。

3. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、すべての自治体において排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、先進的モデル支援事業の自治体を増やすことや広域連携による処理が進むよう指導・助言をとともに、プラスチック廃棄物の回収体制構築に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて国民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組める必要な予算措置を行うこと。

4. 促進型制度である家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度では、すべての自治体で実施されておらず、また実施している自治体でも回収品目が異なり地域間格差があることから、制度の義務化について検討すること。

また、先行的に取り組んでいる地域・自治体の意見を反映し、消費者が協力しやすいようにすべての関係者の負担を軽減する対策を講じるほか、回収量の拡大をはかるために、特定対象品目の回収をすべての自治体で実施できるよう予算措置や支援を行うとともに、住民啓発を積極的に行うこと。

あわせて銅線等の抜き取り等を行う違法回収業者への対策を講じるとともに有害物の発生を抑制するなどの処理体制を確立すること。

5. 有機ELテレビについては、家電リサイクル法の対象外であるため、早急に対象品目とするとともに、家電リサイクルの一層の推進と不法投棄対策における自治体負担の軽減にむけ、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などによる住民トラブル等や不法投棄を防ぐため、自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

6. リチウムイオン電池を含む市販製品の普及に伴い、による発火による火災事故や廃棄物運搬時の火災が相次いでいるが、資源としての回収方法やごみ排出ルールについては自治体により様々であることから、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が早急に行えるよう、国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

あわせて、リチウムイオン電池を取り外せない製品においても追加にむけて協議を行うとともに、製造事業者等が義務的に回収を行うよう検討すること。

7. 資源循環型社会形成にむけた取り組みの促進にむけ、災害廃棄物処理の対応等については自治体を越えた広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

8. 放射能汚染廃棄物について、放射性物質濃度を公開して住民の理解を得るとともに、廃棄物処理に関する安全基準を明確化し、中間処理過程における管理・保管状況を公開すること。あわせて、国段階での処理、保管時の具体的な安全マニュアル等を作成すること。

9. 家庭内や事業者等に退蔵している水銀含有廃棄物などの有害廃棄物について、回収体制を確立すること。また、回収体制の整備や、他の廃棄物に水銀含有廃棄物が混入されていることを前提とした水銀などの排ガス基準に適応した施設の整備のために予算措置を講ずること や触媒洗浄などの復旧費用についても予算措置を講ずること。

10. 清掃事業が住民にとって欠かせない社会インフラであることを踏まえ、事業の確実な継続を確保するため、そこで働くすべての労働者の安全と健康を確保する観点から、マスクや防護具等、事業の継続に必要な資材の確保にむけ、十分な予算措置を行うとともに、廃棄物処理に従事している労働者の 各種ワクチン接種についてはインフラ維持の観点から公費負担となるよう、予算措置を講ずること。、これまでの自治体での事例も踏まえ、各自治体に対して助言を行うこと。

また、今後の新たな感染症の蔓延に備え、感染防止に必要な資材の備蓄や事業継続計画を策定するなど、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた対策を検討すること。

11. 外国人労働者や外国人旅行者の民泊利用が増加を受け、当事者へのごみ出しルール周知・徹底を図るため、多言語パンフレット、アプリ、動画等の製作にむけた技術的助言などの支援を行うとともに、各自治体に対して必要な予算措置を行うこと。

12. 今後、高齢化社会が進む中、小規模自治体や過疎地域における高齢者のごみ排出が重要な課題である。 地域間格差が無いよう、すべての自治体で高齢者のごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を講ずること。